

随意契約理由書

工事名称：堺泉北港海岸 泉大津地区 新川排水機場機械補機設備改良工事

今回、工事を実施する新川排水機場は、泉大津市域の排水施設として、台風による高潮時及び地震による津波発生時に内水による浸水を防止するため、強制的に排水を行うことにより当該市域における府民の生命・財産を守る重要な役割を果たす施設であり、安全で確実な運転を行うため施設の機能維持を適正に行う必要があります。

当排水機場の補機設備は、建設以降57年が経過し、老朽化による不具合が多数報告されていることから、長寿命化計画に基づき今回更新を行うものであります。

当該補機設備は、主要機器である主ポンプ、減速機、エンジンがシステムとして機能し、適正な排水能力を発揮できるよう主要機器と一体でシステム設計されたものであり、更新に当たってはポンプメーカーのみが有する固有の技術能力、詳細な設計資料やシステム情報が必要であります。更に更新後は、補機設備のみならず主要機器を含めたシステム全体の機能確認を行う必要があります。

以上のことから、本工事を実施できるのは補機設備を含むポンプ設備の設計、製作、据付を行った株式会社クボタから補機設備更新が主体となる工事の業務を移管されたクボタ環境エンジニアリング株式会社大阪営業所以外にいないことから、同社より見積もりを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、大阪府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、クボタ環境エンジニアリング株式会社大阪営業所でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。